

●香川県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年12月28日から平成20年1月18日まで一般の縦覧に供する。

平成19年12月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 炭所西善通寺線（199号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町東高篠字上田井 1564番12地先から 仲多度郡まんのう町吉野下字川原添 178番5地先まで	前	3.3~12.6	1,210	町道移管までの 暫定的区域編入
	後	3.3~12.6	1,210	長尾丸亀線重用 1,297m
		9.3~65.0	1,537	高松琴平線重用 413m

- 4 供用開始の期日 平成19年12月28日